鳥取県日野郡江府町久連
字中池田　九七三番八　一号
九七四番　二号から五号まで
字三平ヨ　九九一番四　六号及び七号
九九一番二五　八号
字下池田　九七六番五　九号
九七六番六　十号及び十一号

○国土交通省告示第九百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈路谷三

二　砂防法第二条の土地の表示

⑴　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

高知県南国市奈路

字宮ノ谷　六七四番　一号
六七五番二　二号
六七七番一　三号
六七八番及び六七九番　四号
六八一番　五号から七号まで
一七一三番　八号
一七一五番及び一七一六番　九号
字新田　七八六番及び七八七番　十号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県南国市奈路

字宮ノ谷　六八六番一　一号
六八三番　二号
一七一八番　三号
字新田　七八九番　四号
七七六番一　五号から七号まで
七八二番四　八号

○国土交通省告示第九百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第一条の土地に係る河川の名称

大原沢

二　砂防法第一条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡みなかみ町上牧

字岩平乙　三一一七六番　一号
三一三一九番一　地先道路敷　五号
三一三三一番一　地先道路敷　六号
三一三三九番　十一号
三一三三七番　十二号
三一三〇三番一　十三号及び十四号
三一一七五番一　十六号
字諏訪原　三一三一六番　二号及び三号
三一三一一番一　四号
三一三一三三番一　地先自宅　十五号
字大城　三一三〇五番一一　七号
三一三〇一一番　八号
三一三一九四番　九号
三一三六五番一一　十号

○東北地方整備局告示第百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年九月十六日

東北地方整備局長　緇田　正

第1　起業者の名称　山形県

第2　事業の種類　山形県立村山特別支援学校及び山形県立山形聾学校共用グラウンド等整備事業

第3　起業地

1　収用の部分　山形県山形市大字谷柏元下谷柏字石田前地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県山形市における「山形県立村山特別支援学校及び山形県立山形聾学校共用グラウンド等整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に関する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

学校教育法第80条において、都道府県は、特別支援学校を設置しなければならない旨規定されていること、山形県は平成25年4月に山形県特別支援学校再編・整備計画を策定し、本件事業に着手していることなどから、起業者である山形県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本件事業は、山形県山形市において、山形県立村山特別支援学校（以下「村山特別支援学校」という。）及び山形県立山形聾学校（以下「山形聾学校」という。）の共用グラウンド（以下「共用グラウンド」という。）等を整備する事業である。

近年、特別支援教育に関する児童生徒等の保護者の理解が進んだことなどにより、山形県内における特別支援学校への入学希望者が急増しており、特に村山特別支援学校への入学希望者が著しく増加している状況にある。

しかしながら、村山特別支援学校は、増加する児童生徒数に対し、創設当時に想定していた施設の収容能力を超える状態となっており、教室不足や施設の狭隘化等の問題が生じ、児童生徒の学習環境に著しい支障をきたしている。

このような状況に対処するため、現在の共用グラウンド敷地内に村山特別支援学校の校舎等の増築（以下「増築事業」という。）を行うとともに、増築事業により失われる共用グラウンド等を新たに整備する本件事業が計画されたものである。

本件事業の完成により、村山特別支援学校の児童生徒数に対応した学習環境が新たに整えられるとともに、山形市を中心とした上山市、天童市、山辺町及び中山町からなる東南村山地域における特別支援教育の中核的な役割を担う基幹学校が整備されることから、山形県における特別支援教育体制の確保及び充実に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても規制基準を満足するとされているが、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、平成25年9月から同年12月まで任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業地内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルタニシ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く存在することなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないものの、その周辺に2箇所存在することから、起業者は、山形県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。